

平成11年・平成16年卸売市場法改正後の情勢変化

平成29年12月

1. 平成11年・平成16年改正における取引規制等の改正内容…………… 1
2. 平成11年・平成16年改正後の情勢の変化…………… 2

平成11年・平成16年改正における取引規制等の改正内容

規制等	平成11年改正	平成16年改正	
取引方法等の改善	売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> せり原則の廃止 市場・品目毎に、せり・入札又は相対取引を開設者が設定 	—
	委託集荷規制	<ul style="list-style-type: none"> 買付の特例要件を追加 予約相対取引による品目確保義務を履行するための買付け等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止 買付集荷の自由化
	第三者販売規制	—	<ul style="list-style-type: none"> 【省令改正】第三者販売の特例要件を追加 事業者間連携・6次産業化を追加 ※連携契約が必要。開設者への事前申請・承認と毎月の卸売数量の届出が必要。
	直荷引き規制	—	<ul style="list-style-type: none"> 【省令改正】直荷引きの特例要件を追加 事業者間連携・6次産業化を追加 ※連携契約が必要。開設者への事前申請・承認と毎月の販売数量の届出が必要
	商物一致規制	<ul style="list-style-type: none"> 商物分離の特例要件を追加 納入先が開設区域内である場合の商物分離取引を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 商物分離の特例要件を追加 電子商取引による商物分離取引を追加
	代金決済	<ul style="list-style-type: none"> 確実な代金決済を明示 	—
	取引結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者による取引結果等の公表を義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者販売や商物分離の数量、価格等を公表内容に追加
委託手数料	—	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者の委託手数料を自由化（H21年4月施行） 	
市場再編	<ul style="list-style-type: none"> 開設者の地位の承継に関する規定を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地方卸売市場への転換規定を整備 	

流通形態の多様化、食品物流における課題

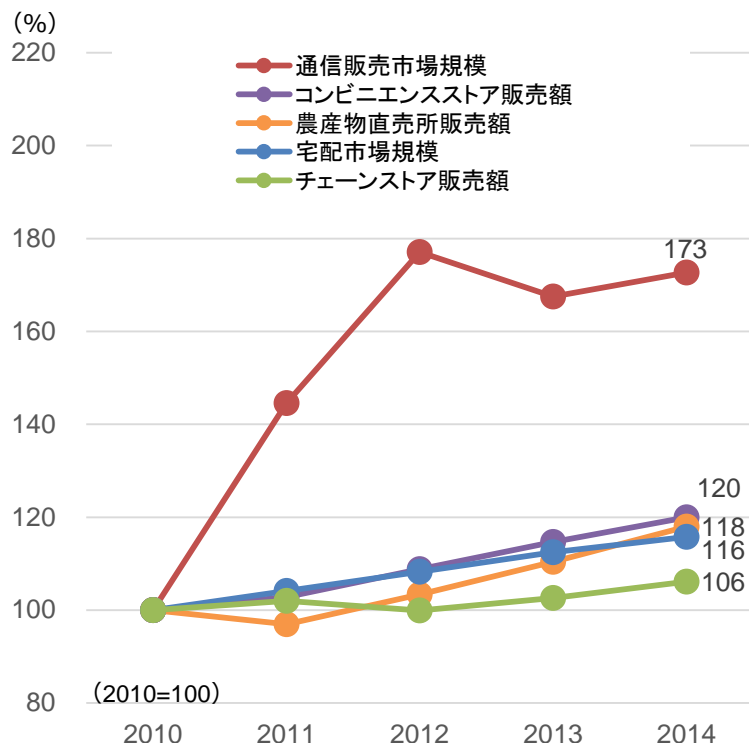
- ▶ 鮮度や簡便化などの消費者需要の多様化に加えて、ICT等の情報技術が大幅に進展したことにより、流通形態が多様化。

《参考》直近5年の電子商取引の進展 → 今後も年3～4%程度で成長する見込み

日本：1.5倍（79億ドル）、中国：4.5倍（273億ドル）、アメリカ：1.4倍（83億ドル）（全て2016年）

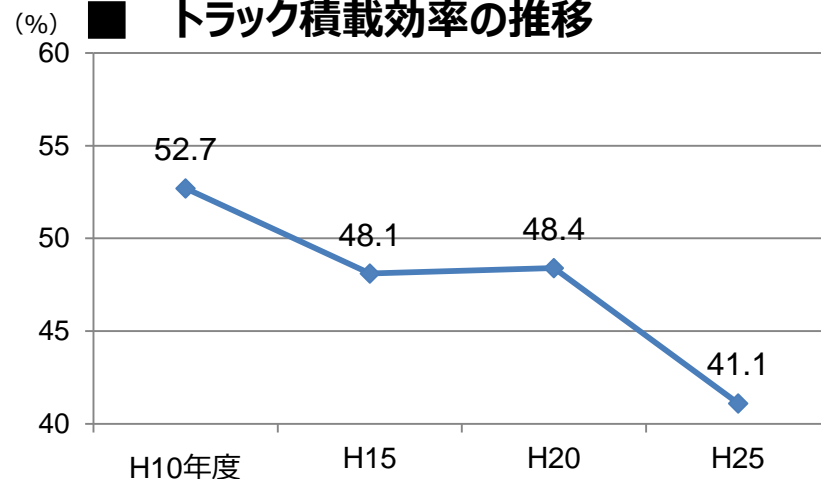
- ▶ 営業用トラックの積載効率は減少傾向で推移。食品の物流はドライバーに大きな負担。

■ 食品の業態別販売額・市場規模の推移



資料：宅配：矢野経済研究所「食品宅配市場の展望と戦略」、チェーンストア：日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、コンビニエンスストア：日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、通信販売：日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農産物直売所：農林水産省「6次産業化総合調査」※2014年度は推計値

■ トラック積載効率の推移



資料：国土交通省総合政策局情報戦略本部「自動車統計輸送年表」より作成
注：積載効率 = 輸送トンキロ / 能力トンキロ

■ ドライバーの荷役時間

農水産品	3.02時間
軽工業品	2.59時間
金属機械工業品	2.35時間
化学工業品	2.19時間

資料：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（H27）」

中央卸売市場卸売業者の他市場への転送等の第三者販売について①

- 第三者販売を特例的に実施できる場合は、農林水産省令で列挙。
- 青果の第三者販売は他市場への転送等の目的で行われることが多く、微増傾向。
 (特例には開設者の許可が必要。手続に不備等があれば検査で指摘を受ける可能性。このため、抑制的に運用されている状況。)

■ 第三者販売の原則に対する例外規定の概要

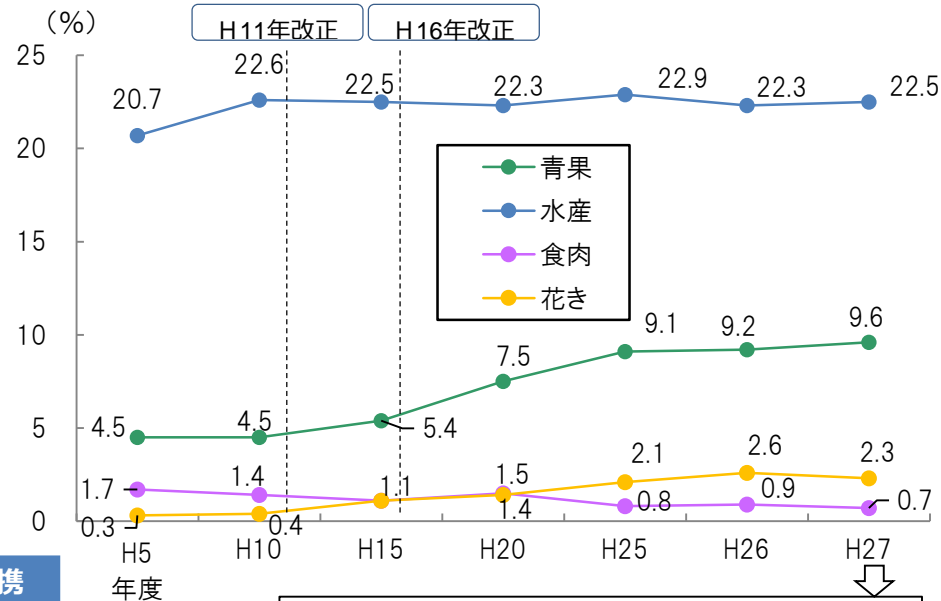
農林水産省令で定める以下の特別な事情がある場合であって、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めたとき

- ① 入荷量が著しく多か、品質・品目が特殊で**残品を生ずるおそれがある場合**
- ② **残品**を生じた場合
- ③ 当該市場の**開設区域内の他市場**の入荷量を調整するために**転送**する場合
- ④ 当該市場の**開設区域外の卸売市場**の入荷状況から転送なしには集荷出来ないときに**転送**する場合
- ⑤ 契約に基づく**集荷の共同化**、6次産業化のための**新商品開発、輸出**

〈例外規定の適用割合〉

	残品のおそれ、残品 ① + ②	他市場への転送 ③ + ④	市場間・業者間連携 ⑤ + ⑥
青果	34.5%	62.9%	2.7%
水産	76.2%	19.3%	4.5%
食肉	100%	0.0%	0.0%
花き	38.8%	60.5%	0.7%

■ 第三者販売(中央卸売市場の卸売業者における自市場の仲卸業者以外への販売)割合の推移 (金額ベース)



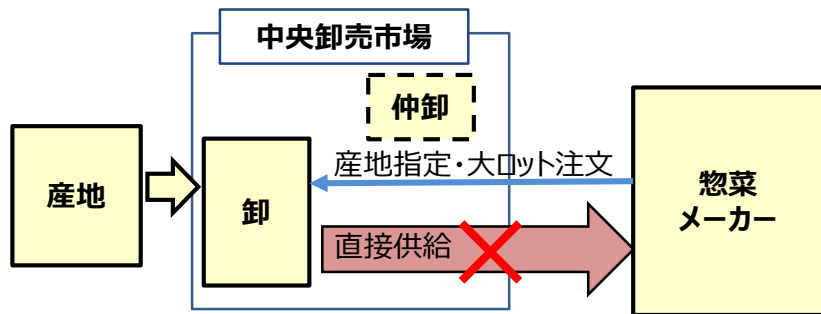
・H27年度の第三者販売では、市場に応じて、
 青果：0%～32.2%
 水産：0.8%～54.9%
 食肉：0%～1.8%
 花き：0%～24.7%

中央卸売市場卸売業者の他市場への転送等の第三者販売について②

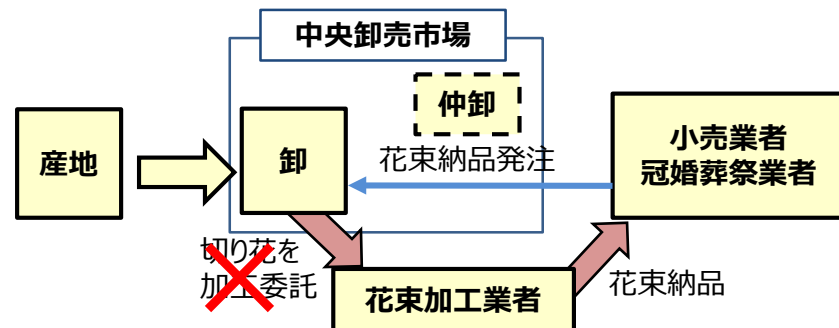
- 例えば、実需者ニーズに即した惣菜メーカーへの直接原料供給や、加工委託した上での実需者への直接販売は、入荷量が平常で品質・品目も特殊でないため、例外規定に該当せず対応できない状況。

【現行規制が障害となっている例（第三者販売）】

- 惣菜メーカーによる産地指定の原料発注のロットの規模等が仲卸業者の取扱規模とマッチしない場合、卸売業者が惣菜メーカーに直接原料供給。



- 切り花を花束加工して納品するニーズがあり、市場内の仲卸業者の加工で対応しきれない場合、卸売業者が市場外の花束加工業者に委託し、実需者に直接販売。



中央卸売市場仲卸業者の直荷引きについて①

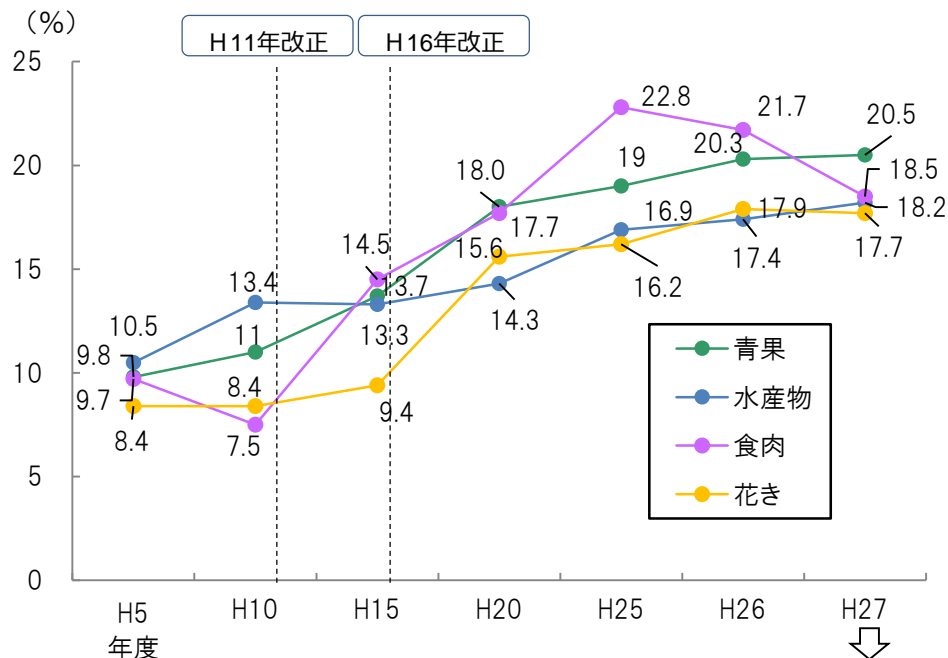
- 直荷引きを特例的に実施できる場合は、農林水産省令で列挙。
- 全品目とも直荷引きは、消費者ニーズの多様化等を反映して増加傾向。

■ 直荷引きの原則禁止の例外規定の概要

農林水産省令で定める以下の基準に従い、業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき

- ① 開設者の許可を得て行う直荷引き
- ② 市場間連携
- ③ 業者間連携（6次産業化、輸出）

■ 直荷引き（中央卸売市場の仲卸業者における自市場の卸売業者以外からの仕入れ）割合の推移（金額ベース）



・H27年度の直荷引きでは、市場に応じて、
 青果：0%～40.9%
 水産：0%～55.1%
 食肉：0%～61.7%
 花き：0.9%～49.9%

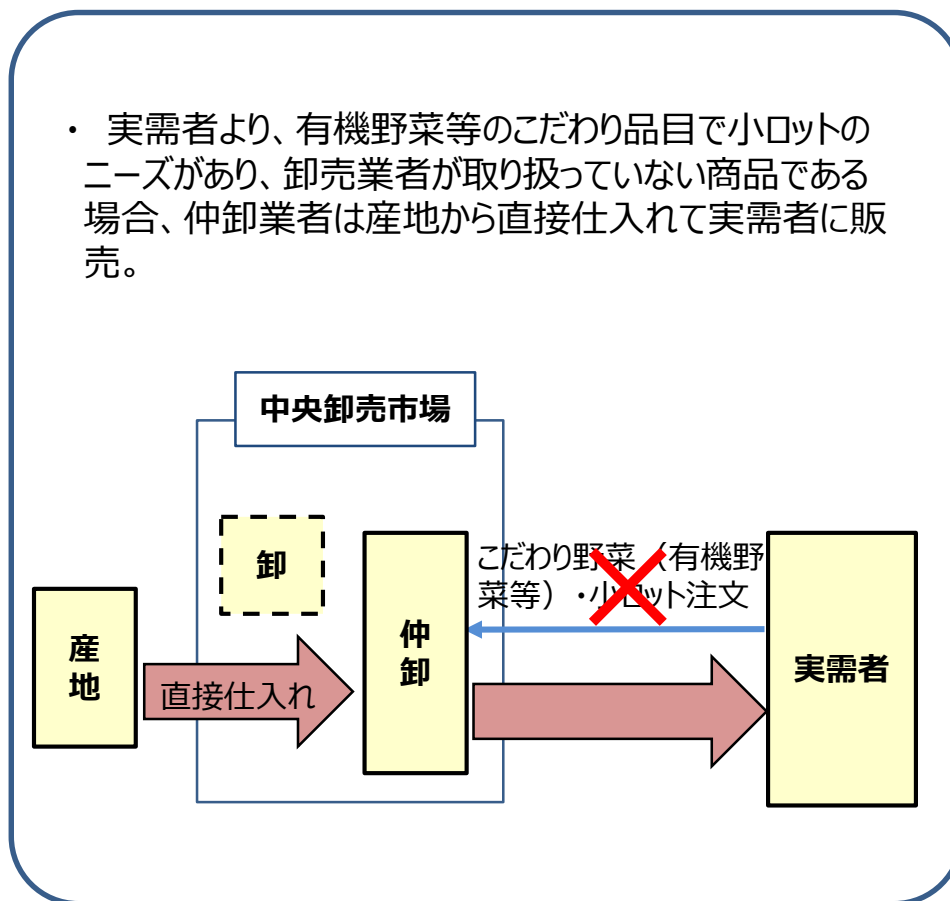
資料：農林水産省食品流通課調べ

中央卸売市場仲卸業者の直荷引きについて②

- 例えば、卸売業者から調達しにくい「こだわり品目」などに関して、仲卸業者がきめ細かく調達しようとする際の障害になっている状況。

【現行規制が障害となっている例（直荷引き）】

- ・ 実需者より、有機野菜等のこだわり品目で小ロットのニーズがあり、卸売業者が取り扱っていない商品である場合、仲卸業者は産地から直接仕入れて実需者に販売。



中央卸売市場の商物分離について①

- 商物分離を特例的に実施できる場合は、農林水産省令で列挙。
- 商物一致の原則の例外（商物分離）は、全国で青果では200か所以上、水産物では1,400か所以上の指定保管場所（冷蔵庫等の物流施設）を経由する場合は圧倒的に多数。

■ 商物分離の原則禁止の例外規定の概要

農林水産省令で定める以下の基準に従い、開設者の承認を受けた**開設区域内の指定保管場所にある生鮮食料品等に該当する場合等のみ**行うことができる。

- ① 開設区域及びその周辺で**開設者が指定した場所**にある生鮮食料品等
- ② **予約相対等を行う場合**で、開設者の承認を受けた開設区域内の場所にある生鮮食料品等
- ③ かんしょ、ばれいしょ、冷凍水産物、花木など規格性が高く、現物を見なくても取引することが可能なものを**電子商取引で行う場合**

■ 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況

	H24年度	H27年度
青果	212	227
水産物	1,644	1,409
食肉	105	106
花き	4	4

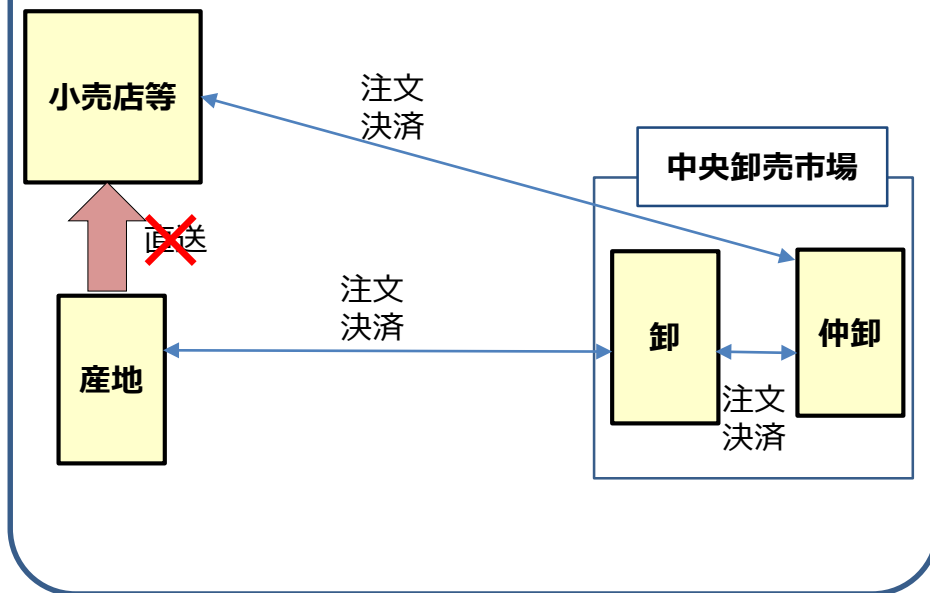
注：場所数は、各卸売業者の事業報告書に記載された市場外指定保管場所の数の合計。同一の場所が複数の卸売業者の事業報告書に記載されている場合もあるため重複を含む延べ数。

中央卸売市場の商物分離について②

- 例えば、物流コストを縮減するため、中央卸売市場からは遠く離れているものの産地からは近隣の専門店で直送することができない状況。

【現行規制が障害となっている例（商物分離）】

- ・ 切り花を市場から遠く離れた産地から、産地周辺の専門店等に納品したい場合、商流のみ市場を通し、品物は産地から小売店等に直送できれば、鮮度保持や物流コストの削減。



中央卸売市場から地方卸売市場への自主的な転換

- 平成16年改正において、①自主的に判断した場合、②取扱数量が減少した場合等には、地方卸売市場へ転換できる規定を整備。
- 平成17年以降、31市場が地方市場に転換。
中央卸売市場より自由に創意工夫を活かした業務・運営が行われている状況。

中央卸売市場から地方卸売市場への転換実績（17年度～）

全部地方 転換した市場	一部地方転 換した市場	合計
20	11	31

うち、完全民営化した市場：2市場
指定管理者制度を導入した市場：10市場
事業管理者制度を導入した市場：1市場

自主的に中央卸売市場から地方卸売市場へ転換した例

釧路市公設地方卸売市場（H18年4月転換）

【効果】

- 取引に関する各種申請書等の提出が不要となるなど、開設者・卸売業者双方の**事務的負担が軽減**。
- 開設区域や商物一致の**規制がなくなった**ことにより、ニーズに応じた**柔軟な取引や積極的な営業活動が可能**
- 地方卸売市場への転換以降、取扱数量、金額ともに総体的に増加しており、堅調な推移。
- 転換に合わせ、指定管理者制度を導入したことにより、柔軟な管理体制が取れるようになるとともに、管理経費が削減され、市場使用料の引き下げを実施。

湘南藤沢地方卸売市場（H19年4月転換）

【効果】

- 開設者は財政健全化に向け、H21年に指定管理者制度を導入。
- H24年に、大規模中央卸売市場の卸売業者が当該市場の卸売業者を子会社化するとともに、開設者は開設権を卸売会社に譲渡し、**市場の民営化を実現**。**卸売業と他事業を組み合わせながら黒字に転換**。
- 取扱規模に応じて**卸売棟をコンパクトに建て替える**とともに、**空いたスペースを活用して加工食品卸の流通センターを誘致し**、市場の生鮮品流通と加工食品流通の連携を図っている。
- 地域の特色を活かした**産地市場型の事業展開の観点から**、「**湘南野菜**」ブランドの集荷を強化し、年間18億円程度出荷。